

平成24年9月21日から平成25年3月31日までの火薬類取締法関連の改正

○経済産業省令第四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十五条第一項及び第二十六条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十三日 経済産業大臣 茂木敏充

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 動物の行動の範囲の調査その他動物に係る調査の用に供するために動物に取り付ける装置であつて、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報その他の情報を送信し、及び記録するもの（以下「発信器」という。）を動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合（当該発信器の原料をなす火薬が三十ミリグラム以下で、かつ、爆薬が三十ミリグラム以下である場合又は火薬が六十ミリグラム以下である場合に限る。）には、無制限

第五十条中「建設用びよう打ち銃用空包、模型ロケットに用いられる火薬類」の下に「、発信器」を、「第五十六条の三の二」の下に「、発信器の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の三」を加える。

第五十六条の三の二の次に次の一条を加える。

（発信器の消費）

第五十六条の三の三 消費場所において発信器及びその交換部品（火工品に限る。）（以下「発信器等」という。）を取り扱う場合には、第五十一条第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 発信器等を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
- 二 発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該発信器等を使用しないこと。
- 三 前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。
- 四 動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。
- 五 発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。

- 六 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。
- 七 発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。
- 八 動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。
- 九 発信器を点火するときは、住居が集中している地域及び広場、駅その他の多数の者の集合する場所を避け、安全な場所で行うこと。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第十八号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十五条第一項の規定に基づき、昭和四十九年通商産業省告示第五十一号（火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量）の一部を次のように改正し、平成二十五年二月十三日から施行する。

平成二十五年二月十三日 経済産業大臣 茂木敏充

表中

制御発破用コード（一メートル当たりの爆薬量が百グラム以下のもの）（メートル）	/	100	100	/	/
--	---	-----	-----	---	---

を

制御発破用コード（一メートル当たりの爆薬量が百グラム以下のもの）（メートル）	/	100	100	/	/
火薬類取締法施行規則第四十九条第六号の二に規定する発信器及びその交換部品（火工品に限る。）（火薬三十ミリグラム以下で、かつ、爆薬三十ミリグラム以下のもの又は火薬六十ミリグラム以下のもの）（個）	2000	/	/	/	100

とする。